

定期報告の対象となる建築物等

1. 定期報告の対象となる「建築物」

次の用途、規模等に該当する建築物が対象となります。

用途		規模等（※）
1	劇場、映画館、観覧場（屋外観覧場を除く）、公会堂、演芸場、集会場	① 地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの ② 当該用途（客席の部分に限る）の床面積の合計が200㎡以上 ③ 劇場、映画館又は演芸場の用途で主階が1階にないもの
2	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム	① 地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの ② 2階における当該用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上
3	旅館、ホテル、児童福祉施設等（入所者のための宿泊施設を有するものに限る）	① 地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの ② 2階における当該用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上 ③ 当該用途に供する部分の床面積の合計が300㎡を超えるもの（それぞれ2以上の階数を有し、かつ、当該用途に供する部分が避難階以外の階に及ぶものに限る）
4	体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場 （学校に附属するものを除く）	① 3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの ② 当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上
5	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く）	① 地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの ② 2階における当該用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上 ③ 当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上 ④ 百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗にあつては、当該用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの

※ 対象用途が避難階のみにあるものは対象としない。ただし、5欄. ④の百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗を除く。

裏面あり

定期報告の対象となる「防火設備」

次の防火設備が対象となります。ただし、外壁開口部の防火設備、防火ダンパーは除きます。

- (1) 『1. 定期報告の対象となる「建築物」』に設置されている防火設備

(常時閉鎖式の防火設備は、各階の主要※な防火扉に限る。)

※①避難経路に設けられたもの、②吹抜きに面して設けられたもの

③日常の通行が多く開閉作動の頻度の高いもの

- (2) 病院、有床診療所、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム又は児童福祉施設等(入所者のための宿泊施設を有するものに限る。)の用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超える建築物に設置されている随時閉鎖式の防火設備

2. 定期報告の対象となる「建築設備」

『1. 定期報告の対象となる「建築物」』に設置されている建築設備(機械換気設備、機械排煙設備、非常用の照明装置)については、全て定期報告の対象となります。

3. 定期報告の対象となる「昇降機」「遊戯施設」等

次のものが対象となります。

- (1) エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機

(ただし、住戸内のみを昇降するもの、又は、労働安全衛生法施行令第1条第9号に規定するエレベーター(労働基準法別表第1第1号から第5号に掲げる工場等に設置されているもののうち一般公衆の用に供されていないもの。)のうち、同令第12条第1項第6号に該当するもの(積載荷重が1トン以上のもの。)を除く)

- (2) 観光用エレベーター、観光用エスカレーター、遊戯施設

【お問合せ】

〒250-8555

小田原市荻窪 300 番地

小田原市都市部建築指導課指導係

電話：0465-33-1433 FAX：0465-33-1579